

令和5年第3回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料6

（追加発送議案）

			ページ
1	グリーンホール解体等工事請負契約の契約辞退に伴う違約金請求に係る訴えの変更について 【第96号議案関係】	総務部	P.1
2	いじめ対策推進事業に伴う補正予算について 【106号議案関係】	総務部	P.2
3	北大阪急行線延伸整備事業債の繰上償還に伴う補正予算について 【106号議案関係】	総務部	P.3
4	寄贈された金及び白金の財産処分に伴う補正予算について 【第106号議案関係】	地域創造部	P.4
5	北大阪急行線延伸線開業に合わせた市内バス路線網再編に伴う補正予算について 【第106号議案関係】	地域創造部	P.5
6	重度訪問介護利用者等大学修学支援事業(地域生活支援事業)の実施に伴う補正予算について 【第106号議案関係】	健康福祉部	P.7
7	物価高騰の影響を受けた学校給食等への支援の追加に伴う補正予算について 【第106号議案関係】	子ども未来創造局	P.8
8	第五次箕面市子どもプラン策定準備事業に伴う補正予算について 【第106号議案関係】	子ども未来創造局	P.9
9	箕面市立郷土資料館の移転整備に伴う補正予算について 【第106号議案関係】	子ども未来創造局	P.10
10	箕面市消防職員定数条例の改正について 【第105号議案関係】	消防本部	P.11
11	指定管理者の指定について（市立箕面船場第二駐車場・市立市民ギャラリー・市立光明の郷ケアセンター） 【第97号・98号・99号議案関係】	地域創造部 人権文化部 健康福祉部	P.12

# グリーンホール解体等工事請負契約の契約辞退に伴う違約金請求に係る訴えの変更について

総務部 契約検査室、法制室

令和5年6月22日議決を経た「第93号議案 指名競争入札の契約辞退に対する違約金支払請求に係る訴えの提起の件」について、違約金の額を7,125,000円から7,837,500円に変更します。

## 1 変更の理由

- ・ 工事入札要項に「落札者が正当な理由無く本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を納付しなければならない」と規定されており、これまで、落札時の入札書に記載された金額142,500,000円に100分の5を乗じて7,125,000円と計算し、令和5年8月25日に訴状を裁判所へ提出済みです。
- ・ 再度請求内容を確認したところ、工事入札要項に「入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した金額をもって落札金額とする」との記載があり、これに基づき違約金の額を計算すると、

$$142,500,000 \text{円} \times 1.1 \times 5 / 100 = 7,837,500 \text{円}$$

となることが分かったため、請求額を変更するものです。

## 2 今後の進め方

- ・ 議決の後、訴えの変更の申立てを裁判所に行います。

# いじめ対策推進事業に伴う補正予算について

総務部 行政不服審査室

- ◆ こども家庭庁の「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」に応募し、市立学校の児童・生徒の「いじめ」について、市長部局からのアプローチで解消を図る実証事業が採択されました。
- ◆ 市長部局に相談窓口を設置し、支援員（臨床心理士など有資格者）による相談対応、支援専門員（弁護士）によるアドバイスを行います。【行政的アプローチ】
- ◆ 行政的アプローチで解決しない場合で、被害児童生徒の保護者が相談や事案への関与のため弁護士を依頼するときは、弁護士費用を補助します。【法的アプローチ】

## 1 補正予算概要

いじめ対策推進事業

【歳出】 支援員と支援専門員の報酬、代理人弁護士費用補助金ほか 10,589 千円

【歳入】 国庫委託金（こども家庭庁による「いじめ解消モデル事業」委託金） 10,589 千円

## 2 事業の概要

(1) (仮称)いじめ相談・解決室の設置

① (仮称)いじめ相談・解決室の概要

市長部局にいじめ相談窓口を設置し、全児童・生徒及び保護者に周知。窓口にいじめの相談が寄せられたら、職員が聞き取り調査、対応を行い、解決を図る。

② 組織構成と役割

a. いじめ相談支援員：会計年度任用職員3名（臨床心理士、社会福祉士、スクールカウンセラーなど）

・ケースワーカーとして相談を受け、調査、対応を行い、いじめを終結させる

b. いじめ相談支援専門員 非常勤職員1名（弁護士）

・相談案件について支援員等にアドバイスを行う

c. 行政職員 常勤職員4名（室長、室長補佐、一般職）

・相談窓口の周知、相談受付、弁護士費用補助業務、相談ケースの管理、庶務

③ 設置期間 予算議決後に支援員採用等を行い速やかに設置、令和6年3月末まで

(2) 弁護士相談費用補助金

a. 法的相談や学校・相手方との交渉に当たり弁護士費用を補助する（損害賠償請求、告訴は対象外）

b. 330 千円／件を上限に補助

# 北大阪急行線延伸整備事業債の繰上償還に伴う 補正予算について

総務部 財政経営室

- ◆ 本定例会補正予算における約 12.7 億円のポートレース事業会計からの追加繰入金を活用し、北大阪急行線延伸整備事業債(以下、北急延伸事業債)の繰上償還(返済先: 地方公共団体金融機構)を実施します。これにより、北急延伸事業債(借入総額: 92.2 億円)は完済となります。
- ◆ なお、今回の繰上償還により、利子負担が約 6 千万円軽減され、これまでの繰上償還と合計で北急延伸事業債について約 1.6 億円の利子負担軽減となる見込みです。

## 1 補正予算概要

### 【歳出】

・公債費繰上償還事業	3,991,540 千円
・公債費繰上償還補償事業	62,194 千円
・公債費元金償還事務事業	▲126,838 千円
・公債費利子償還事務事業	▲2,001 千円

### 【歳入】

・北大阪急行南北線延伸整備基金繰入金	2,655,650 千円
・ポートレース事業会計繰入金	1,269,245 千円

## 2 財政効果

- ・補償金については予算化しますが、繰上償還する時点(令和5年12月)の地方公共団体金融機構の貸付利率が、借入時の利率よりも高ければ、補償金は不要となります。

(参考) 借入利率 0.2%

直近利率 1.05%(R5.8.23 時点) ※直近の利率では補償金不要の見込み

- ・今回の繰上償還を実施することによる利子負担軽減効果は約 6 千万円と見込んでおり、令和4年度に実施した繰上償還の効果(約1億円)と合わせ、約 1.6 億円の利子負担軽減となる見込みです。

## 寄贈された金及び白金の財産処分に伴う補正予算について

地域創造部箕面営業室

- ◆ 令和5年5月30日(火曜日)、市民から本市に金地金29kg 及び白金地金1kg、合計30kg の寄贈がありました。寄贈いただいた地金は、現在の価値で約2億8千万円相当と見込まれ、地金の換金(財産処分)を行い、売払代金の受け入れを行うものです。
- ◆ 寄贈者は「市民の生命を守る高規格救急車両及び救命救急資器材の充実並びに箕面市の将来のさらなる発展のために活用してほしい」とのご意向のため、換金により得た資金は、本市の救急活動の充実・強化や地域活性化に向けた観光施策などに活用します。

### 1 補正予算概要

【歳入】	財産売払収入	貴金属売払収入	280,000 千円
【歳出】	あんしん消防救急基金積立事業(消防総務室)		40,000 千円
	財政調整基金積立事業(財政経営室)		240,000 千円

### 2 用途について

- ・ 寄贈者の意向から、まずは直近の高規格救急車両更新費用(1台分)40,000 千円を「あんしん消防救急基金」に積み立てます。
- ・ 残り、240,000 千円については財政調整基金に積み立て、寄贈者の意向を踏まえた用途が決定次第、用途に応じた基金に積み替えを行います。

### 3 経過と今後の予定

令和5年 5月30日	金及び白金地金の寄贈を受領
9月中旬	地金の換金にかかる一般競争入札(停止条件付契約)
10月	財産処分、補正予算の議決をもって、落札者と本契約
10月以降	本契約後、落札者による査定、売払代金の受領

# 北大阪急行延伸線開業に合わせた 市内バス路線網再編に伴う補正予算について

地域創造部 交通政策室

- ◆ 北大阪急行延伸線の開業に合わせて、阪急バス及びオレンジゆずるバスを箕面萱野駅を中心としたバス路線網に再編し、市内東西移動の充実と大阪都心へのアクセス強化を図ります。
- ◆ 北大阪急行延伸線の開業に伴い、北大阪急行電鉄と阪急バスを乗り継ぐ利用者に対して、北大阪急行電鉄と阪急バスの乗車券セットを通常価格より割り引いた金額で販売し、利用促進と負担軽減を図るとともに、通学に必要な運賃が上昇する学生を対象として、通学定期に対する補助を実施します。

## 1 補正予算概要

### 市内公共交通整備事業

【歳出】	地域公共交通活性化協議会負担金	1,073 千円
	地域公共交通活性化協議会補助金	100 千円
【歳入】	国補助金(社会資本整備総合交付金)	50 千円(1/2 補助)

## 2 事業概要

### (1) 路線バスの再編について

- ・ 路線バス再編社会実験運行事業

【債務負担行為:47,202 千円】

R5年度	R6年度	合計
—	47,202 千円	47,202 千円

【令和5年度補正予算額:0 千円】

- ・ 阪急バスの再編においては、社会実験路線として5路線を設定し、社会実験期間中の利用実態に応じて路線の存廃や適正なサービスレベル等について検討を行います。社会実験については、鉄道開業日から令和6年度にかけて実施し、その評価を行うため、その経費は令和6年度予算に計上します。

社会実験路線	
箕面市負担	阪急バス負担
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮)箕面小野原線</li> <li>・箕面中央線のうち、新稲系統</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面山麓線</li> <li>・小野原東線のうち、箕面船場経由の系統</li> </ul>
如意谷線	

(2) オレンジゆずるバスの再編について

・ オレンジゆずるバス運行に係る運行経費

【令和5年度補正予算額:1,053千円(負担金)】

利用者の利便性向上のため、利用者の多い箕面駅・市役所・市立病院・箕面萱野駅を結ぶ運行ルート(緑ルート)を新設するとともに、日曜・祝日についても月曜から土曜と同じルートで運行します。

・ オレンジゆずるバスバスロケーションシステム通信・保守費

【令和5年度補正予算額:20千円(負担金)】

現在のバスロケーションシステムを見やすさや使い勝手など利用者の利便性の向上に資するよう、阪急バス株式会社のバスロケーションシステムと統合するため、これにかかる通信・保守費用を計上します。

(3) 北大阪急行電鉄と路線バスの乗車券セットについて

・ 市内公共交通利用促進事業

【債務負担行為:1,000千円】

R5年度	R6年度	合計
—	1,000千円	1,000千円

【令和5年度補正予算額:100千円(補助金)】

・ 北大阪急行電鉄と阪急バスの乗車券セットを通常価格より割引いた金額で販売し、利用促進と負担軽減を図ります。

・ 北大阪急行電鉄・阪急バス・市の3者で事業費を負担し、乗車券を販売します。

※販売数:10,000セット

※北急電鉄1日乗車券480円 + 阪急バス 230円×3枚 = 1,170円(通常価格)

→ 880円 で販売(290円の割引)

(4) 学生の通学定期に対する補助について

・ 学生定期補助事業

【債務負担行為:14,400千円】

R5年度	R6年度	合計
—	14,400千円	14,400千円

【令和5年度補正予算額:0千円】

路線バスの再編に伴い、北大阪急行電鉄と阪急バスを乗り継ぐ必要が生じ、通学費用が増加する学生に対して、その緩和措置として、令和6年度に限り、増加する通学費用の最大50%を補助します。

# 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業 （地域生活支援事業）の実施に伴う補正 予算について

健康福祉部障害福祉室

障害福祉サービス（訪問系サービス）は、通学や学業中の支援は対象外となっていますが、重度障害者の社会参加を促進するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（市町村地域生活支援促進事業）の重度訪問介護利用者等大学修学支援事業を活用し、重度障害者が大学等において修学するために必要な身体介護等の支援を実施します。

## 1 予算概要

地域生活支援事業（扶助費）

【歳出】扶助費 1,879 千円

【歳入】国補助金（地域生活支援事業費等補助金） 939 千円（1/2補助）

府補助金（地域生活支援事業費等補助金） 469 千円（1/4補助）

## 2 重度訪問介護利用者等大学修学支援事業の概要

### （1）事業概要

重度訪問介護対象者が大学等に修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業。

### （2）対象者

大学等に在籍する重度訪問介護対象者（障害支援区分4以上で、両上肢・両下肢のうち二肢以上に麻痺がある等の要件を満たすかた）。

### （3）本事業の対象となる大学等の要件

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、以下の要件を満たす学校。

・障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。

・大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。





# 物価高騰の影響を受けた学校給食等への 支援の追加に伴う補正予算について

子ども未来創造局 学校給食室・保育幼稚園総務室・保育幼稚園利用室

令和4年度以降続いている物価の急激な高騰による学校や保育所、幼稚園、認定こども園等の給食材料費への影響を低減し、給食内容を維持するため、令和5年度も年度当初から地方創生臨時交付金(令和4年度からの繰越分)を活用して学校給食等を支援していますが、現在も物価の高騰が続いているため、同交付金を活用して支援を追加します。

## 1 補正予算概要

### ①学校給食分

【歳出】学校給食運営事業 賄材料費 7,153 千円(地方創生臨時交付金を充当)

### ②保育・幼児教育施設給食分

【歳出】保育所運営事業(公立分) 賄材料費 448 千円

教育・保育給付施設等運営費補助事業(民間分) 補助金 2,357 千円

(いずれも地方創生臨時交付金を充当)

## 2 支援の考え方

令和6年1月分以降の学校給食等について、令和5年度当初予算要求時に基準とした令和4年11月の食料の消費者物価指数と、直近の令和5年5月の食料の消費者物価指数を比較し、その上昇率から算出した額の支援を追加します。

①学校給食分  $174,455 \text{ 千円} \times \text{上昇率 } 4.1\% = 7,153 \text{ 千円}$

### ②保育・幼児教育施設給食分

【公立分】  $10,928 \text{ 千円} \times \text{上昇率 } 4.1\% = 448 \text{ 千円}$

【民間分】  $57,470 \text{ 千円} \times \text{上昇率 } 4.1\% = 2,357 \text{ 千円}(\ast)$

※民間保育園・幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等計43園に対して、食材基準額(5,500 円/月)3か月分に園児数と上昇率を乗じた額を補助する。

## 3 今後の対応

地方創生臨時交付金終了後は、これまでと同様に保護者から徴収する給食費の中で給食を実施していきます。



## 第五次箕面市子どもプラン策定準備事業に伴う 補正予算について

子ども未来創造局 子育て支援室

- ◆ 現行の「第四次箕面市子どもプラン」の計画期間が令和6年度末をもって終了します。
- ◆ 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第五次箕面市子どもプラン」を策定するにあたり、基礎データを収集するためニーズ調査を実施します。
- ◆ ニーズ調査は、次期プランにおける就学前教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業のサービス必要量の見込みを算定する基礎データとなるもので、就学前児童と小学1～6年生の保護者各2,000人、合計4,000人を対象にアンケート形式により実施します。
- ◆ 郵便配布・回答に加え、調査票にQRコードを掲載し、LoGoフォームによる回答も可能とします。

### 1 補正予算概要

【歳出】 5,389千円(ニーズ調査等業務委託料)

### 2 第五次箕面市子どもプラン及びニーズ調査の内容について

計画期間	5年間(令和7年度～令和11年度)
計画の位置づけ	子ども・子育て支援法に基づく法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める基本指針に即して、就学前教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等のために策定するもの。
調査地域	箕面市全域
調査項目	国の標準項目に、必要に応じて大阪府、箕面市独自の項目を追加

### 3 今後のスケジュールについて

令和5年 10月～11月 議決後、委託業者の選定

令和6年 1月～ 2月 ニーズ調査の実施

2月～ 3月 ニーズ調査の集計・分析、委託業者より結果報告書の提出

4月以降 計画骨子、計画案の策定

(※4月以降の策定経費を当初予算で計上予定)



# 箕面市立郷土資料館の移転整備に伴う 補正予算について

子ども未来創造局 文化国際室

- ◆ 第二別館へ移転する箕面市立郷土資料館の整備を行います。
  - ◆ 市域に伝わる資料や情報の継承、利活用などにより市内外の方々に郷土の歴史文化への理解を深めてもらい、市への愛着と誇りを醸成するとともに、現在、そして未来への都市発展へとつなげる施設として整備します。
- ※今回、旧教育センターは第二別館に呼称を改めました。

## 1 補正予算概要

【歳出】 郷土資料館移転事業(臨時)	229,522千円
【歳入】 地域活性化事業債(充当率90% 交付税措置率30%)	189,200千円

## 2 事業概要

### ◆委託の内容

- ① 展示製作業務 展示造作、グラフィック、映像コンテンツ等展示場整備
- ② 資料等搬送委託・廃棄物処理委託等
- ③ 工事現場監理委託

### ◆工事の内容

- ① 改修工事 既設間仕切り壁の撤去、内装工事、建具新設 電気配線工事等

## 3 事業目的

- ・これまでの資料館機能と文化財保護活用事業を踏襲、更に発展させ、未来志向の「新たな文化の拠点」となる施設を創造します。
- ・歴史愛好家や小学生の団体見学に加え、北大阪急行線の船場阪大前駅より徒歩圏内という立地を生かし、大阪大学の学生や留学生への情報発信を拡大します。
- ・市外からの観光客へ新たな地域資源をPRし、歴史資源を生かした文化観光における回遊性の拠点となる施設をめざします。
- ・交流スペースを整備し、文化や世代を超えた対話や交流が生まれる施設をめざします。

# 箕面市消防職員定数条例の改正について

消防本部 消防総務室

「箕面市・豊能町の今後の消防需要に基づく消防力保全計画」に基づき整備する(仮称)箕面中部拠点に配置する消防隊1隊分など、消防力のさらなる強化に向けた増員のため、消防職員定数を見直します。

## 1 改正概要

- ・平成30年2月に策定した「箕面市・豊能町の今後の消防需要に基づく消防力保全計画」では、今後、現在より消防・救急需要が増加し、早期に消防隊1隊を増隊する必要があると検証しています。
- ・また、その増隊の時期については、「早期が望ましく、単年度で1隊分の職員全員を採用するのではなく、育成期間や将来の消防年齢構成等も見込み、適切な時期から計画的な採用を開始する必要がある。」としていることから、令和7年度末予定の(仮称)箕面中部拠点の開署に先立って、本条例を改正します。
- ・さらに、現在、救急件数は増加傾向にあり、同計画の予測値を上回って推移しています。今後もこの傾向は続くと思われ、増加する救急需要を見極めながら、救急隊1隊分の増員を図ります。
- ・消防隊1隊及び救急隊1隊を24時間365日増隊配置するために必要な人員は各10人の合計20人となります。



【参考】令和4年の救急件数は9,374件で過去最多となりました。令和5年8月中旬時点でもすでに前年同期件数を約400件上回っています。

## 2 改正内容

(1)改正する条例 箕面市消防職員定数条例

(2)内容

現行の定数	改正後の定数
140人	160人

## 指定管理者の指定について

地域創造部交通政策室／人権文化部文化国際室／健康福祉部高齢福祉室・障害福祉室

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面船場第二駐車場、市民ギャラリー、光明の郷ケアセンターの指定管理者を提案します。

### 1 箕面船場第二駐車場【新規】(地域創造部 交通政策室)

期間	令和5年10月31日～令和12年8月31日(6年10ヶ月間)
候補者	大阪船場繊維卸商団地協同組合
納付金	150,555,925 円(予定額) ※行政財産使用料相当額、駐車場整備工事費及び現状復旧費用相当額
選定方法	非公募(市立駐車場条例第7条第3項)
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪船場繊維卸商団地協同組合は、産官学民の連携による、新駅を中心としたより魅力あるまちづくりを進めていく主体的な役割を担っているため。</li> <li>・既に船場地区内において複数の駐車場を管理・運営の実績があり、駐車場の施設運営能力及び地区内の同組合構成企業や地権者に対して広く周知する手法を有しており、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。</li> <li>・市として同地区内の隔地駐車場として位置付ける方向性の当該駐車場を、同組合からも隔地駐車場とし、当該地域の活性化を図っていく旨の提案があったため。</li> </ul>

### 2 市民ギャラリー【新規】(人権文化部 文化国際室)

期間	令和6年3月23日～令和11年3月31日(5年間)
候補者	公益財団法人箕面市国際交流協会
管理料	なし
選定方法	公募(応募者数:2者)
選定理由	提案金額について非常に有利であること、安定的な事業推進の実績があること、本市の文化芸術の振興を一層進める上で関係団体とも緊密な連携が図れることなどから、ギャラリーの設置目的をより効果的に達成できると判断したため。

### 3 光明の郷ケアセンター【継続】(健康福祉部 高齢福祉室・障害福祉室)

期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)		
候補者	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団		
管理料	65,000 千円(13,000 千円×5年)		
	【債務負担行為】		
	令和5年度	令和6～10年度	合計
	—	各 13,000 千円	65,000 千円
	※地域活動支援センター事業(Ⅲ型)の運営委託料		
選定方法	公募(応募者数:1者)		
選定理由	・高齢福祉及び障害福祉の両分野にわたる幅広い事業の運営実績があり、本施設の設置目的を効果的に達成できると判断したため。		